

長泉町手話言語に関する基本条例

言語は、意思を伝え合う、考える、感情を表すなど、人と人が理解し合う上で欠かすことのできないものであり、手話は、手や指、表情、体で表す目で見ることば、視覚言語で、ろう者だけでなく、ろう者以外の者とも意思疎通を図るために大切なものである。しかし、明治13年にイタリアのミラノにおけるろう教育に関する国際会議において、口話法の優位が宣言されて以来、長年にわたり、手話は言語として認められてこなかった。こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において手話が言語であることが定義され、手話に対する国際的な認知の広がりにより、手話を憲法や法律に言語として位置付ける国も増えている。

国内でも平成23年の障害者基本法の改正において、言語に手話を含むことが明記され、長泉町でも手話に対する理解を深め、手話を必要とする人がいつでも、どこでも手話を自由に使うことのできる社会が実現されるよう、取り組まなければならない。

手話が言語であるという認識の下、手話の理解と普及に努め、ろう者を含む全ての町民が互いに人格と個性を尊重し、誰もが地域の一員として共に生きる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等を目的とした施策に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、当該施策の推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者をはじめとした全ての町民が地域の一員として共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障害者のうち手話を言語として生活している者をいう。
- (2) 手話の普及等 手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、次に掲げる事項を踏まえ、町民が互いに人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

- (1) 手話は、生活を営むためにろう者が大切に受け継いできた言語であること。
- (2) 手話による意思疎通の機会が尊重されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解促進に努めるとともに、手話の普及等を目的とした施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、施策の推進にあたっては、町が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、ろう者を含む全ての町民が地域の一員として共に生きる社会の実現に努めるものとする。

2 ろう者及び聴覚障害者関係団体は、基本理念にのっとり、手話の普及等を目的とした町の施策に協力するとともに、手話への理解促進及び手話の普及等に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話の普及等を目的とした町の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。